

大田区幼保連携型認定こども園設置・運営事業者
プロポーザル募集要項

大田区こども未来部保育サービス課

令和8年 10 月

1. はじめに

区は幼児期からの学びの連続性の強化と多様化する保育ニーズに応えるため、就学前の教育・保育を一体として提供する幼保連携型認定こども園の設置を進めます。

ついては、柔軟な事業運営や民間法人の力を活用し、子どもの最善の利益の実現、就学前教育の充実、安定的な運営及び地域との連携を図るため、施設の設置及び運営を行う事業者を募集します。

2. 事業概要

(1)事業名

幼保連携型認定こども園の設置及び運営事業

(2)施設種別

既存施設の統廃合を前提とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年保法律第 77 号、以下、「認定こども園法」という。)に定める幼保連携型認定こども園とします。

(3)設置予定地

大田区蒲田地区(糀谷、羽田、六郷、蒲田東の各特別出張所管内とします。)

※土地及び開設する施設は事業者自らが確保することとします。

(4)開設及び運営予定

令和 12 年 4 月 1 日までとします。

(5)施設定員

定員は 250 名程度とし、年齢ごとの構成は区との協議とします。

※目安として、1号認定児童 200 名、2号・3号認定児童 50 名。

(6)施設

事業者が所有する土地において、事業者所有の物件で運営を行うこととします。

(7)事業者が行う事項(主な内容)

- ①施設の新規設置(必要な許認可・届出を含む)
- ②幼保連携型認定こども園としての教育・保育の実施
- ③職員配置・労務管理(必要資格及び人員配置基準を満たすこと)
- ④開設準備(立上げ)及び開設後の運営
- ⑤保護者対応、関係機関連携

⑥安全対策、衛生管理、危機管理

⑦区が求める事業及び報告等への協力

(8)その他

本募集は、就学前教育・保育施設整備交付金(国庫補助金)の対象事業として採択がなかった場合、区の補助金が交付できません。就学前教育・保育施設整備交付金の申請スケジュールは未定ですが、本募集で事業者選定される提案は令和9年4月以降の補助内示となることが見込まれます。また、内示前の工事契約は不可ですので、工事着工も最短で令和9年4月以降となります。このことを了承いただき、「区からの補助金交付がない場合でも整備が実施できる提案」のみを対象とします。

3. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たすこととします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1)社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人または私立学校法第3条に規定する学校法人であること。

(2)大田区内において、児童福祉法第39条第1項に規定する認可保育所、又は児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、若しくは学校教育法第1条に規定する幼稚園を運営していること。或いは法人本部が、東京都にあり、かつ都内において認可保育所及び幼保連携型認定こども園の3年以上連続した運営実績を有していること。

(3)応募する法人または法人が運営する施設について、過去3年間において、法令に基づく改善命令、事業停止または業務停止等の処分を受けていないこと。

また、直近3年間に実施された所管庁の指導監査、実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではない。

(4)事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること。

(5)資金計画および事業計画が確実であり、施設整備等に要する自己資金に係る負担が確実に行えること。

(6)応募する法人が破産法に基づく破産手続開始の決定、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに準ずる手続開始の申立てをしていないこと。

- (7)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (8)大田区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に規定する指名停止要件に該当しないこと。
- (9) 法人税,法人事業税,地方法人特別税,消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に掲げる除外措置要件に該当していないこと。
- (12) 児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- (13) 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと
- (14)応募する法人の代表者および役員(それぞれ就任予定者を含む。)は、児童福祉法および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがないこと。

4. 事業者選定方法

本件は、提出書類及びプレゼンテーション(必要に応じてヒアリング)により総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を候補事業者として選定します。

なお、総合得点が一定基準を越えていることを選定の条件とします。

一次審査:書類審査

二次審査:プレゼンテーション及びヒアリング(予定)

5. 応募に関する手続

(1)受付期間

令和8年 10 月 21 日(水)から令和8年 11 月 13 日(金)まで

(2)応募方法

別紙1に掲げる書類を 10 部(正本 1 部／副本 9 部)用意し、持参すること。

※副本は表紙を含めて法人が判別できないよう、法人名等(ロゴマーク含む。)が

記載されている場合は黒マジック等で塗抹すること。

※提出の際には、事前に電話にて来庁予約を行うこと。

※副本は複写機による写しを可とする。

(受付時間:平日 午前 9 時から午後4時まで)

(3)提出先・提出方法(直接持ち込み)

提出先:大田区 保育サービス課

提出方法:持参による直接提出

提出書類の体裁:A4 サイズ(指定様式、指定部数、綴じ方等は様式集による)

※郵送、電子提出の取扱いは原則不可とします(区が個別に認める場合を除く)。

6. 応募書類

応募書類は別紙 1「応募書類一覧」のとおりとします。

※提案書類の差し替え・追加提出は原則認めません。

7. 質問の受付及び回答

質問受付期間:令和8年 10 月 21 日(水)～10 月 27 日(火)

質問提出方法:下記ロゴフォームにより送信してください。

<https://logoform.jp/form/8BrJ/1845308>

回答方法:区ホームページ掲載します。

8. 選定結果の通知

審査結果は、参加者全員に書面又は電子メールで通知します。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、書面又は電子メールで通知します。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提案内容が仕様書の重大要件に適合しない場合
- ・提出期限に遅れた場合
- ・公平な審査を害する行為があった場合

- ・区の指示に従わない場合
- ・その他、区が失格と判断した場合

10. 施設設置等の条件

(1) 施設建築等

施設建築にあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法及び地域力を生かした大田区まちづくり条例・大田区開発指導要綱等の公的規制を遵守するとともに、建築に係る必要な許可等が確実に得られるよう手続を行うこと。

認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準を満たすこと。

特別な支援を要する児童等の受け入れ可能な施設とすること。

(2) 建設資金等

ア 当該事業について、事業者は、無理のない資金計画により建設事業を実施することとし、国の補助制度に基づく申請が採択された場合には、事業者は、区の予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、公的補助の採択が得られない時は、自己資金および借入金等をもって対応すること。

※上記の国の補助制度とは、就学前教育・保育施設整備交付金のことを指す。

※建築を目的としない事業(土地の整地や園庭の整備等)は補助の対象外。

※補助金額については、定員・整備手法によって異なるため別途協議する。

イ 事業者が、施設整備のために補助金を活用する場合は、補助金交付決定前に整備事業に着手することができないため、スケジュール設定や契約時期について留意すること。

ウ 施設整備にあたっては、補助金の申請手続きおよび建設後の完了検査等に対応すること。

なお、補助金は事業精査、財産処分等による返還が生じる場合があるため、予めこれを承知することとし、返還が生じた場合は、区が指定する金額を速やかに返還すること。

(3) 土地・建物の確保に関する事項

本事業における施設の設置に必要な土地及び建物は、事業者が確保すること。

11. 提案の取扱い

- ・提出書類は返却しません。
- ・提案に係る費用は参加者の負担とします。
- ・提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、区は選定手続に必要な範囲で利用できるものとします。
- ・区は必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。

12. 協定の締結

事業者選定後、設置予定の施設において実施する教育・保育の内容等について、認定こども園法に基づき協定を締結します。

13. その他留意事項

- ・天災地変等やむを得ない事情により、公募を中止又は変更する場合があります。
- ・本要項に定めのない事項は、区の指示に従ってください。

14. 問い合わせ先

大田区保育サービス課保育サービス基盤担当

所在地:大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

担当:桑原、藤井

電話:03-5744-1277

メール:kod-kiban@city.ota.tokyo.jp

別紙

別紙 1:応募書類一覧

別紙 2:企画提案書留意事項